

砂 川 市 条 例 第 1 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は届出事項を変更した日以後に同項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る事務
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者の人事に関する事務

(開示請求の手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第1条に規定する砂川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(砂川市個人情報保護条例の廃止)

2 砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の砂川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による職務上又は旧条例第9条の規定による個人情報を取り扱う事務に関して知り得た個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に掲げる実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の日前において旧実施機関から委託された旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第10条（旧条例第19条第4項及び第19条の2第3項において準用する場合を含む。）、第19条第1項から第3項まで又は第19条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止については、なお従前の例による。

（砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正）

5 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改める。

第8条第1項第1号中「個人情報保護条例第6条」を「法第69条第2項」に改め、同項第3号中「個人の生命、身体若しくは財産の安全を確保する」を「人の生命、健康、生活若しくは財産を保護する」に改める。